

中国人船長釈放議論にもの申す～最近の日本の報道と政治議論を分析する～

那由田正志

日本の報道は質量ともにレベルが低く、素人なみの議論であるだけでなく、その中でも**最低限の事実に基づいて議論をするという基本姿勢の欠ける**ことが多い。取り上げるのは、9月に問題になった尖閣諸島をめぐる中国漁船の船員・船長の処分問題である。まず、事件の推移を確認する。

尖閣諸島沖での中国漁船船長逮捕事件の経過

尖閣諸島の久場島の北北西約12kmの海上で7日午前10時15分ごろ、第11管区海上保安部の巡視船「よなくに」が、操業中の中国のトロール船に退去命令をした。同漁船が「よなくに」に接触して逃走。巡視船「みずき」が立ち入り検査のため停船を命じながら追跡して並走中の10時55分ごろ、漁船のかじを左に大きく切ってみずきの右舷に船体を衝突させた。第11海上保安本部は同日午後0時55分、漁船を停止させてみずきの乗組員6人が立ち入り検査を始めた。その後、石垣海上保安部は海上保安官の職務執行を妨害した疑いで8日に船長を逮捕し9日午前に那覇地検石垣支部に身柄送検され、石垣支部が10日に船長の勾留を請求し、石垣簡裁が19日まで10日間の勾留を認めた。もし船長が公務執行妨害の罪を認め、罰金を納めれば釈放されるが、そうでなければ取り調べを続けるという姿勢。漁船は、日本領海で違法に操業していた外国人漁業規制法違反の疑いもあり、海上保安庁が漁船の航跡などを検証して調べを進めていた。

船長以外の他の乗組員14人は、8日夜に沖縄県石垣港に到着し、石垣港に停泊した中国船船内で石垣海上保安部から夜9時事情聴取を受け、14人は13日午後に帰国し漁船も中国側に返還された。

石垣簡裁は19日、公務執行妨害の疑いで逮捕・送検された船長で中国籍、セン其雄容疑者(41)の勾留期限について、29日まで10日間の延長を認める決定をした。船長は調べに対し、漁船が巡視船に衝突した事実を認めたが、公務執行妨害の犯意を否認。勾留延長決定に、中国外務省が閣僚級以上の交流の暫定停止を発表するなど激しく反発し、21日には温家宝首相がニューヨークで船長の「即時、無条件」釈放を要求。次々と報復が行われる中、那覇地検は24日に処分保留を決定し中国人船長の釈放を決定して釈放され、船長は25日午前2時半チャーター便で帰国した。

マスコミなどの批判論調

この船長の逮捕 - 勾留延長後の処分保留に対して、マスコミや政治家などから轟々たる非難の声が巻上がった。いくつか取り上げてみよう。

朝日新聞は社説で、「日中関係の今後を見据えた大局的な判断であり、苦渋の選択」と評価しながらも、「日本国民への影響と今後の日中関係を考慮」した「菅政権としての高度な政治判断であることは疑いない」と見なした。そして、「このタイミングで釈放を発表した判断には疑問が残る。圧力をかければ日本は折れるという印象を中国側に与えた可能性もある」と批判した。

毎日新聞は社説で、「釈放によって、日中の緊張した関係が緩和される方向に向かうことを期待」するが、決定に不透明さがあり「釈放の理由とそのタイミング」について納得できないと批判した。その第一の理由が、検察が「外交上の配慮」を公言しながら処分決定を決めたことが異様だという。「『日本の法律にのっとり粛々と対応する』と繰り返してきたこれまでの政府の姿勢と矛盾する」と追及している。

読売新聞は社説で、那覇地検の「船長の行為に計画性が認められず、けが人が出るなどの被害がなかった」との釈放理由が「悪質性が高いとして船長を逮捕・拘置してきたこととの整合性がとれない」と批判し、「政府・民主党首脳らの政治判断による決着である」と見なして、「筋を通せなかった印象はぬぐえない」と批判した。

三大紙は比較的な温和な調子での批判であるが、日本経済新聞はいつになく厳しく社説で長い批判を展開した。「唐突な釈放は厳正な法律の適用・執行といえるのか。深刻な懸念」であり、「中国の揺さぶりを受けて事態を收拾した印象を与えた。圧力をかければ司法手続きも中断すると国際社会に思われた」可能性があり、外交に大きな悪影響を与えかねないと批判。さらに、釈放の理由として「わが国国民への影響や、今後の日中関係を考慮した」と述べられたとして、検察庁は政治的な思惑からの独立が要請されるので、望ましい日中関係を判断する権限がないと追及。さらに、「このタイミングで日本が司法手続きを中断し船長を釈放したことで、中国側は他の問題でも圧力をかければ日本は譲歩する」と考えるだろうと厳しい批判を重ねている。「こうした形の決着は日中関係にとって、その場しのぎにはなるかもしれない。だが、長い目で見れば、禍根を残すことになりかねない」と見なすのである。

その後、日本経済の編集委員秋田浩之は署名記事を何度も書いて、例えば「尖閣諸島沖の衝突事件で中国が日本に強硬な対応をみせるのは、日本を揺さぶり、日米同盟の離間を誘うねらいもある」と述べて、対中政策に無策であると菅政権を重ねて批判し続けている。（9月30日記事）

さらには、私が高く評価していた自由民主党若手政治家河野太郎の発言があった。氏のメールマガジン「ごまめの歯ざしり」2010年9月25日号で、以下のように述べた。

> いつから地検の次席が外交をやるようになったのか。政治主導と言いながら、閣僚が地検の後ろにみんな隠れるのが政治主導か。最悪処分保留でも法務大臣が総理と協

議の上で指揮権発動して処分保留が筋ではないか。

>

> 那覇地検が「我が国民への影響や今後の日中関係を考慮して、処分保留というのは、明らかに検察の権限を逸脱した判断だ。国民に与える影響を判断する為に指揮権を持った大臣がいる。地検が国民に与える影響を勝手に考えて不起訴や処分保留にしたら、検察という機関に対する信頼がなくなる。

>

<http://www.taro.org/2010/09/the-day-after.php>

彼にしては珍しく興奮してしまって脱線のご様子である。どうして、「指揮権発動して処分保留が筋」であるのか、全く根拠が書かれていない。また、すでに紹介したように、多くの新聞に官邸の介入があったに違いない、また、外交上の配慮を理由にあげたことを根拠にして検察が政治的決定をしたと批判したものが大半である。

事実に基づくという大原則を、新聞と政治家が守っているか

英米のニュース報道は事実を具体的にしていねいに伝えるという原則が徹底して守られている。民主的な政治議論を展開し、最適な結論を導き出すにはこの原則が不可欠の大前提であることは間違いがない。日本は大丈夫だろう。那覇地検がどのような会見を行ったのか、新聞各紙がどう報道しているか検証しよう。

例えば『日本経済』は24日に以下の記事を掲載した。

沖縄県の尖閣諸島沖で中国の漁船が海上保安庁の巡視船に衝突した事件で、那覇地検は24日、公務執行妨害容疑で逮捕された中国人船長、セン其雄容疑者(41)を処分保留で釈放すると発表した。政府は「検察の判断」と強調するが、検察当局が「今後の日中関係を考慮した」とするように、外交上の配慮による政治決断といえる。船長は釈放され中国政府のチャーター機で25日未明に出国する。中国側は前向きな評価は避けている。

24日午後記者会見した那覇地検の鈴木亨次席検事は処分保留の理由について、巡視船の損傷が航行に支障が出るほどではなく、負傷者がいなかったことを挙げた。その上で「日本国民への影響や今後の日中関係を考慮すると、これ以上身柄を拘束して捜査を続けるのは相当でない」と、中国の強硬な反発が判断に影響したことを示唆した。

一方で「船長が巡視船に向けてかじを急転し、船首部を故意に衝突させたことは明白」と指摘。最終的に起訴猶予や不起訴となるかどうかについては「今後の情勢を踏まえて判断する」と述べるにとどめた。拘置期限前に釈放を決めた理由は「所要の捜査を終了する見通しが立ったため」とした。

波線部分が、記者のお節介な憶測である。なぜこんな勝手な意見を事件の主旨の部分に公然と書いてしまうのか、ジャーナリストとしての資質を疑わせるものである。そして、ポイントの事実が二つの施線部。一つ目は、自分の憶測の根拠にしたいのだろうか、「示唆」としたと表現。二つ目は、検察官が会見で実際に述べた釈放理由で、捜査が終了するからというもの。理由として述べられたこの発言を引用した上で、釈放理由について批判した新聞があったのか。多分ないのだ。以下の会見要旨を掲載した『読売』でさえ、同じ過ちを平然と行っている有り様である。

詳細に那覇地検の会見を紹介した記事が少ない、いやほとんどないのかもしれない。 ネットで見つけられたのは『読売』と、共同通信の以下の記事であった。

那覇地検の説明要旨

中国人船長の釈放を24日決定した那覇地検の説明要旨は次の通り。

当庁は本日、公務執行妨害容疑で拘置していたセン其雄船長を、処分保留のまま釈放することを決定した。さらに確認すべき事項もあり、手続きにも時間を要するので釈放の具体的日時等は未定。

事件については、ほかの検察庁から応援をいただくなどして万全の捜査態勢を組み、本日まで石垣海上保安部とともに捜査を行った。これまで収集した証拠によっても、わが国の領海内で適正な職務に従事していた石垣海上保安部所属の巡視船「みずき」に乗船していた海上保安官らから停止を求められた際、セン船長が、操船していた漁船の左舷側約40メートルの海域を並走していた「みずき」に向けて左に急転舵して、故意に同漁船左舷船首部を「みずき」右舷船体中央部等に衝突させたことは明白だ。

また、セン船長の行為は「みずき」に航行障害を発生させる恐れや、「みずき」甲板上の乗組員らが海に投げ出される恐れがある危険な行為だった。

他方、「みずき」に現実には発生した損傷は、ただちに航行に支障が生じる程度のもではなく、また、幸い「みずき」乗組員が負傷するなどの被害の発生もなかった。

セン船長はトロール漁船の一般長で、本件は「みずき」の追跡を免れるためとっさに取った行為と認められ、計画性等は認められず、かつ、セン船長には、わが国における前科等もないなどの事情も認められる。

加えて、引き続きセン船長の身柄を拘置したまま捜査を継続した場合のわが国国民への影響や、今後の日中関係を考慮すると、これ以上身柄の拘束を継続して捜査を続けることは相当でないと判断した。セン船長の処分は今後の情勢を踏まえて判断する。

なお、この件については、本日、福岡高検及び最高検と協議の上で決したことで

ある。

検察庁全体の協議の結果だと明言した上で、**身柄拘置のままの捜査によって起こる今後の問題点として日中関係をあげたにすぎない**。他の記事では、「中国政府に配慮したというのではないので、その点だけご理解いただきたい」と強調したそうである。

中国の外交官との接見を自由にさせてしまったので（私はこれが最大の失敗と見る）、船長はさっぱり聴取に応じないばかりか罰金刑のような措置で事を済ませる（中国側にとっては、日本の法的主権を認めることで絶対に認められない。この点の解説が日本の新聞に決定的に欠けている。）ことができなくなったのが事の真相である。苦しい言い訳が「所要の捜査を終了する見通しが立った」で、実態は捜査を進めることができなくなったということだろう。

国会で検察官を呼ぶという議論もあるようであるが、やや冷静になった河野太郎が28日のメルマガで「それが良いことなのか。悪しき前例にならないのか」と自問していることは評価する。この会見を読む限り、検察の諸条件を踏まえたふつうの判断にしか私には見えないのである。不起訴などの措置はよくあることであり、今回のような外国の漁船であれば、起訴には慎重になるのが当然の措置だと言えないだろうか。

多くの勇ましい論調を読みながら、何をしたいのか、船長を何十日間も勾留してまで起訴せよと言いたいのかと疑問であった。むしろ **じっと耐えて冷静な措置をとった日本の行為が、中国の横暴な外交姿勢を際立たせた**と評価していい、と私は考えている。これこそが平和主義的外交に沿うものと言えるのではないだろうか。